（別紙４）

集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合支援事業（案）

１　目　的

集合住宅等に居住する要介護者等に対し、２４時間３６５日対応の窓口を設置し、介護保険サービス事業者と介護保険外のサービス事業者が連携を図りながら総合的に支援を行うことにより、高齢者の孤立感の解消や生活支援サービス体制の構築を図りつつ、効果的なサービス提供のあり方について検証を行うことを目的とする。

２　実施主体

事業の実施主体は市町村及び特別区（以下「市町村」という。）とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

３　事業の対象者

事業の対象者（以下「利用者」という。）は要介護高齢者、要支援高齢者、二次予防事業の対象者、その他市町村が必要と認める者であって次に掲げる者とする。

（１）　高齢者単身世帯又は高齢者のみの世帯に居住する者（同居の家族が就労、疾病等により常時家庭にいることのない者も含む。）

（２）　認知症の者

（３）　その他市町村が必要と認める者

４　事業の内容

事業は市町村が、集合住宅又は一定の範囲（日常生活圏域の範囲内であることを原則とする。）の住宅街等に居住する利用者に対して行う次の事業とする。なお、事業には次の事業に係る周知及び広報並びに事業の運営及び管理を含むものとする。

（１）　２４時間３６５日対応窓口サービス事業

２４時間３６５日対応可能な窓口を設置し、当該窓口に利用者からの電話回線その他の通信装置等による連絡又は通報等に対応（相談、緊急時対応、見守りによる安否確認、介護保険外サービスのコーディネート、介護支援専門員等との連

絡調整その他市町村が必要と認めるサービス）を行う職員を配置することにより、利用者が安心して在宅で日常生活を営むことを支援する事業

（２）　介護保険外サービス提供等事業

利用者に対し、介護保険外サービス（定期的な安否の確認や火の元点検等、夜間を含む緊急時対応（疾病に対する一時的援助等）、配食サービス、移送サービス、短時間の身体介護（水分補給・服薬確認等）、短時間の生活援助（電球交換・ゴミ出し等）、話し相手、付き添いその他市町村が必要と認めるサービス）を提供し、介護保険サービス事業者と連携を図りながら総合的に生活支援を行う事業

（３）　事業内容の検証等に関する事業

市町村の職員、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員又は有識者等による検討委員会を設置し、事業の企画並びに利用者の要介護度等及び介護保険サービスに関するニーズの変化並びに本事業に要した経費及び人員体制等について検証を行う事業

５　事業の実施

事業は４の（１）の２４時間３６５日対応窓口サービス事業及び４の（３）の事業内容の検証等に関する事業を必須とし、４の（２）の介護保険外サービス提供等事業については、ボランティア、生活・介護支援サポーター、認知症サポーター等の地域資源や地域支援事業交付金の任意事業等の活用により、総合的に利用者の生活支援を行うことが可能な場合については、当該事業等との連携を図ることで足りるものとする。

６　留意事項

（１）　事業の実施に当たっては、地域包括支援センターと緊密に連携を図って行うこと。

（２）　事業内容について、地域の指定居宅介護支援事業所及び介護保険関係事業者等に対する積極的な周知を行い、事業の円滑な実施に当たっての連携体制の構築のための支援を行うこと。

（３）　利用者から、２４時間３６５日対応窓口サービス事業及び介護保険外サービス提供等事業について、利用料を徴収することは差し支えないこと。

（４）　２４時間３６５日対応窓口サービス事業に従事する職員については特に必要とする資格等を定めるものではないが、適切な対応ができる職員を配置すること。また、できる限り利用者宅を訪問する等の方法により、利用者との円滑なコミュニケーションを図るよう努めること。